

## 生涯設計手当規程

### 第1条（目的）

この規程は従業員の高齢期の生活と福祉の向上を目的とする生涯設計手当について定める。

### 第2条（対象者）

この規程の対象者は企業型年金規約（以下「年金規約」という。）別表3の加入者となる範囲に定める者（役員を除く。）とする。

### 第3条（生涯設計手当）

生涯設計手当は以下のとおり取り扱う。

- (1) 生涯設計手当は月額20,000円とする。
- (2) 生涯設計手当は確定拠出年金掛金及び生涯設計前払金の組み合わせとして構成する。
- (3) 対象者は前号の確定拠出年金の掛金を5千円以上5千円単位で選択することができ、掛金を拠出しないことも選択できる。掛金として選択しなかった額については、生涯設計前払金として月例給与にあわせて支給する。
- (4) 一旦、確定拠出年金加入者となった者は第4条に定める生涯設計手当の中断による事由を除き掛金の拠出を停止することはできない。
- (5) 対象者による選択コースの選択は年1回とし、変更を希望する者は会社に対して申請を行うものとする。ただし、会社がやむを得ないと判断した場合には随時に変更することを認める。
- (6) 確定拠出年金加入者となる時期は加入することを希望した日の翌月1日とし、入社した日（転換等により新たに対象者となった者については対象者となった日）の属する月は月末までの日数で日割り計算の上、相当額を月例給与にあわせて支給する。

### 第4条（生涯設計手当の中断）

前条の規定にかかわらず、年金規約別表4に定める掛金中断の範囲に該当し、月の初日から月の末日まで無給であった場合は、生涯設計手当（確定拠出年金掛金の拠出及び生涯設計前払金の支給）を中断する。

### 第5条（確定拠出年金の給付）

確定拠出年金の給付に関しては年金規約によるものとする。

### 第6条（確定拠出年金制度）

確定拠出年金制度でこの規程に定めのない事項については、年金規約によるものとする。

### 第7条（規程の改廃）

この規程は、関係諸法規の改正及び社会経済情勢の変化などにより必要がある場合には改廃することがある。

### 附則

この規程は 令和5年3月1日から施行する。